

直方市 若草保育園 重要事項説明書

《令和 4 年 4 月 1 日現在》

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人子育ての里福社会
代表者氏名	理事長 石田 研
法人の所在地	福岡県直方市大字下境 3075 番地
法人の電話番号	0949-24-9895
定款の目的に定めた事業	保育所の社会福祉法人 子育ての里福社会 若草保育園
法人設立年月日	昭和 54 年 4 月 1 日
一般財団法人移行年月日	平成 26 年 4 月 1 日
社会福祉法人移行年月日	平成 28 年 4 月 1 日

2. 保育所の概要

名称	若草保育園		
所在地	福岡県直方市大字下境 3075 番地		
設置者	社会福祉法人 子育ての里福社会		
電話番号	0949-24-9895	FAX 番号	0949-24-9892
事業開始年月日	昭和 54 年 4 月 1 日		
施設長氏名	江頭 尚美		
利用定員	120 名		
職員配置	施設長 1 名 主任保育士 1 名 保育士 児童福祉設置最低基準に定める定数 0 歳児 3 名に対し保育士 1 名 1・2 歳児 6 名に対し保育士 1 名 3 歳児 20 名に対し保育士 1 名 4・5 歳児 30 名に対し保育士 1 名 栄養士 1 名 調理員 2 名 事務員 1 名 用務員 1 名		
クラス編成	原則年齢別保育 0 歳児 (りす組) 1 歳児 (ぱんだ組) 2 歳児 (うさぎ組) 3 歳児 (きりん組) 4 歳児 (くま組) 5 歳児 (らいおん組)		
特別保育実施状況	障がい児保育・延長保育・音楽指導・体育教室		

安全保障	独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害給付加入 東京海上傷害保険 事故 200 万円 入院 3 千円 通院 2 千円 園バス・公用車 任意保険
職員への研修の実施状況	職種・経験に基づき各自・研鑽を高める為にすべての職員に 園外、園内研修を実施
嘱託医	大野内科小児科 大野祥一郎先生 宇野歯科医院 宇野大作先生

3. 事業の目的

児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うこと。

4. 運営方針

基本理念に基づき、以下の方針で運営いたします。

1. 子どもの最善の利益を追求します。
2. 子どものみならず保護者の支援を行います。
3. 保育所入所家庭のみならず、地域の保護者支援を行います。
4. 施設運営や個人情報等、法令遵守を徹底します。
5. 積極的に説明責任を果たすとともに広く情報提供を行うことで「開かれた保育所」を目指します。

5. 開所日・開所時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで
開所時間	午前 7 時から
保育標準時間認定保育時間	午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分 延長保育は午後 6 時 00 分から午後 7 時まで ※延長保育は月曜日から金曜日までとし、別途申請が必要です。
保育短時間認定保育時間	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
延長保育時間及び料金	保育標準時間認定の場合 午後 6 時 00 分～午後 7 時 00 分 利用料金 月契約利用 1 か月 3,000 円 勤務先の証明が必要です。 単発利用 1 回 300 円 保育短時間認定の場合 午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分 利用料金 1 回 400 円 午後 4 時 30 分～午後 5 時 30 分 利用料金 1 回 400 円
休園日	日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） 災害時等安全性が確保できないと施設長が判断した場合

	利用児童又は同居者が規程に該当する感染症にり患した場合
--	-----------------------------

6. 施設の概要

敷地面積	4,797, 40 m ²
建物	鉄筋コンクリート 2階建て
施設内容	乳児室 1部屋 保育室 8部屋 遊戯室 1部屋 幼児トイレ 6か所 屋外遊技場

7. 役員体制（令和4年4月現在）

評議員	7名
理事	6名 理事長 石田 研
監事	2名

8. 職員体制（令和4年4月現在）

職名	人数	職名	人数
園長	1名	主任保育士	1名
常勤保育士	20名	栄養士	1名
看護師		事務員	1名
調理師	2名	用務員	1名
嘱託医	2名		

9. 保護者の負担について

(1) 保育料 市内在住利用者は直方市が決定・徴収します。

(2) 実費徴収 保育料の他に保護者に負担いただくもの。

①日本スポーツ振興センター共済掛け金：目的 災害掛け金保護者負担

金額 一般世帯 年間 200円 要保護世帯 年間 0円

②保護者活動にかかる費用：園児誕生プレゼント・運動会・おとまり保育食事代・夕涼み会補助・クリスマスプレゼント・お遊戯会衣装代補助・卒園記念品・謝恩会・除菌水噴霧器

金額 月額 400円

③制服・体操服 金額 実費

④教材費 個人で持ち帰るもののみ 金額 実費

⑤給食費 月額 4,500円（免除対象者を除く）

*レクリエーション傷害保険・バス遠足施設入園料補助・おとまり保育補助・親子遠足子ども分補助・運動帽子・個人で持ち帰らない教材等は保育園で補助しています。

10. 食育の理念・方針・目標

食育とは、食を営む力を育むことです。また食べることは生きることにつながっています。若草保育園では、食を楽しめる子どもに成長していった欲しいとの願いを込めて、食育に力を入れています。

- ・離乳食を正しく食べることは、食育の第一歩として、非常に大切です。
- ・園では菜園活動により、食材への感謝、自ら進んでかかわる意欲を育み、体験を通して食材への大切さを学びます。
- ・保育士や友達と一緒に食べることによって、食事の楽しさを育みます。
- ・誕生会では年間プログラムを立て、毎月の誕生会の中で、子ども達にわかりやすく、食に対しての望ましい食習慣や態度を指導する手作り教材を作り、三食品群（赤・黄・緑）の話・食中毒・マナー・三角食べなどをエプロンシアターや紙芝居・劇などにして、取り入れています。
- ・アレルギー除去食を必要とするお子さんには、医師の指示書によって、除去食・代替食を保育園で作り、提供します。
- ・クリスマス会、お別れ会等その行事に合わせた特別食も提供しています。

食べることを通して「生きる力」を培います。

1. 安心・安全な食事作り
2. 食べる事への関心
3. 野菜を作る楽しさ・喜びを体験させる
4. 健康な身体づくり
5. 適切な食習慣や態度を養う

*未満児は完全給食・以上児は副食給食です。 *献立表は毎月末日に配布いたします。

11. 年間行事（令和4年度）コロナウイルス感染症拡大防止の為、中止や変更をすることがあります。

*詳しくは園だよりにてお知らせいたします。

4月	入園式・進級式・健康診断
5月	歓迎遠足・写真会・保育参観・保護者会・プラネタリウム（5歳児）
6月	お泊り保育・商店街七夕・安全教室
7月	プール開き・異年齢交流（小学校・中学校）・七夕集会
8月	お茶会・夕涼み会
9月	命の旅博物館（5歳児）・運動会全体練習
10月	運動会・芋ほり（4・5歳児）・遠足（2・3・4歳児）
11月	親子遠足（5歳児）・カレー作り（5歳児）・焼き芋パーティー（4・5歳児）・観劇
12月	保育参観・餅つき・クリスマス会・ケーキ作り（5歳児）
1月	入園願書受付（市役所）・お遊戯会全体練習
2月	お遊戯会・老人ホーム慰問・豆まき・お茶会・小学校訪問（5歳児）
3月	個人懇談・お別れ会・卒園式（謝恩会）
その他	毎月2回火曜日：体育教室（3・4・5歳児） 毎月：誕生会・身体計測・避難消火訓練・食育活動・異年齢交流

年に数回：不審者対応・水害訓練・地震避難訓練
年に2回：内科検診・歯科検診・尿検査

12. 保育園の利用に際し留意して頂きたいこと

- (1) お子さんが安定的な保育園生活を過ごすためには、「早寝・早起き・朝ごはん」が大切と考えます。ご家庭でもご留意ください。
- (2) 登園前には必ず検温や健康状態等の確認を行い、いつもと違う様子の場合、連絡帳にご記入ください。
- (3) 医師の処方を受けた薬に限り投薬を行います。所定の手続きを踏んでください。

13. 保育園の入園及び進級に関し留意していただきたいこと

- (1) 入園決定は市が行うこととし、保育園が決定するものではありません。
- (2) 療育支援加算及び直方市障がい児保育事業補助金の申請に関し、対象児の療育相談支援状況等について、直方市及び直方市福祉事務所等関係機関に状況の確認を行うことがあります。
- (3) 職員は、児童福祉施設最低基準に基づき配置します。とりわけ、3歳未満児から3歳以上児への進級については、配置する職員は原則として1人となることにご留意ください。
- (4) 屋外での遊びや活動が増えるため、怪我や虫刺されなど屋外活動特有のリスクが発生することをご理解願います。
- (5) 進級（成長）に伴って、周囲との意見の対立やトラブルが発生する可能性も高まりますが、社会的能力や自我の発達に必要な過程であることをご理解願います。

14. 保護者からの要望、苦情解決体制について

* 苦情受付担当者 園田 優子（主任保育士）
 苦情解決責任者 江頭 尚美（園長）

* 第三者委員：木部 義之（行政書士）電話番号 093-761-0700
 ：掛水 善久（行政書士）電話番号 093-243-5385

まずは、園内の担任・担当者に要望、苦情等をご相談いただきたく願いますが、直接の申出をためられる方は、当法人の第三者委員への申出を行うことができます。

15. 緊急時の対応及び非常災害対策

緊急時の対応

管轄警察署	直方警察署 22-0110
病院	大野内科・小児科 22-0305
対応方法	園内に健康状態の急変等の緊急事態が生じた場合には、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、園児の主治医、園医等に相談する等の措置を講じる。
一斉連絡方法	各クラス担任が電話連絡を行う。コドモン一斉配信。
本園の対策	防犯カメラ4台設置、事故防止に関する職員研修の実施

非常災害対策

消防計画	直方消防署 平成29年4月1日届出 防火管理者 園長 江頭 尚美	
避難訓練	火災等を想定した避難訓練を毎月実施	
防災設備	自動火災報知機、誘導灯設備、防排煙設備、消火器、 警備保障会社へ通報する火災報知器	
避難場所	第1避難場所：運動場	第2避難場所：駐車場
園児の引き渡し	上記避難場所内のより安全な場所で、職員が行う。	
災害マニュアル等 (別紙)	防災計画、洪水時の避難確保計画、避難訓練年間計画、消防計画、 災害時対応マニュアル(給食編)	

16. 虐待防止のための措置

- (1) 当園は、当園を利用する子どもの人権擁護・虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。
- (2) 職員または養育者による子どもへの虐待を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、福岡県田川児童相談所等の適切な機関に通報します。

要保護児童連絡所

田川児童相談所	電話番号	0947-42-0499
嘉穂鞍手保健福祉環境事務所	電話番号	0949-22-5692
直方市民生委員	電話番号	0949-25-2133
直方市福祉課	電話番号	0949-25-2133
直方警察署	電話番号	0949-22-0110

17. 家庭内の問題に関する対応について

- (1) 当園は、親権問題や離婚問題等の家庭内の問題に関与いたしません。
- (2) 当園は、裁判所の判決、命令、決定等が出た場合を除き、個別に対応はいたしません。

《若草保育園 利用契約書》

社会福祉法人子育ての里福祉会 若草保育園（以下「甲」という。）と支給認定子ども及びその支給認定保護者（以下「乙」という。）は、乙が甲を利用することに関し、次の通り契約を締結する。

1. 甲は、乙に対して発行されている子ども、子育て支援法に基づく支援認定書の内容を確認したうえで、教育・保育を乙に提供することとする。
2. 乙は、甲の保育運営規定（※）について同意し、これらに定められている乙の義務を履行することとする。
（※）「重要事項説明書」に該当する。
3. この契約の有効期限は、令和 年 月 日から、令和 年 月 日までとする。
（までは、卒園年度最終日とする。）
*但し 支給認定が取り消された場合は、その時点までとする。
4. 甲は、本契約にかかる内容に変更があった場合、その内容について乙に説明し、同意を得ることとする。

上記の内容を称するため、本書2通を作成し、甲乙双方が自署または記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

（甲）

法人名 社会福祉法人子育ての里福祉会 法人代表者名 理事長 石田 研（印）

法人及び園の所在地 福岡県直方市下境3075

園名 若草保育園 園長名 江頭 尚美

（乙）

支給認定子ども氏名 _____

支給認定保護者氏名 _____（自署又は記名押印）

住 所 _____